

京都市告示第665号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条第1項の規定に基づき、
以下に掲げる建造物を歴史的風致形成建造物に指定しましたので、告示します。

平成31年3月29日

京都市長 門川大作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
元立誠小学校	京都市中京区蛸薬師通河原町東入備前島町310番2, 358番, 663番3, 663番4
中邨邸	京都市下京区富小路通松原上ル恵美須屋町190番
山田邸	京都市東山区三条通古川町東入分木町76番

(都市計画局都市景観部景観政策課)